

五、江戸時代の政治と人々の生活

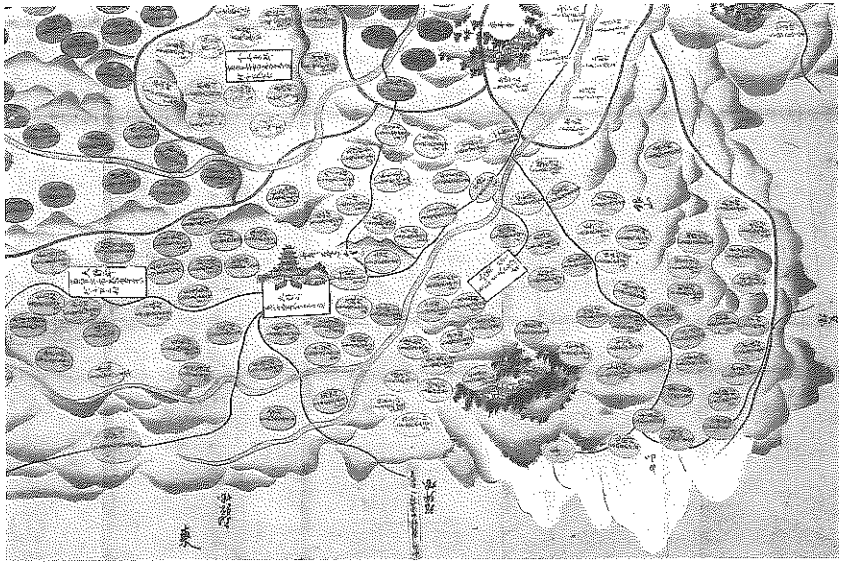
1 大野藩の成立と政治

福井藩の成立 一六〇〇年（慶長五）の関ヶ原の戦いに勝利をおさめた徳川家康は、一六〇三年（慶長八）征夷大將軍に任じられ、江戸に幕府を開いて天下を握ることになりました。江戸時代の幕開けです。

このあと、一六一五年（元和元）大坂の陣で豊臣氏が滅びましたが、この戦いを最後に大きな争いはなくなり、長く続いていた戦乱の世も終わり、平穏な時代が続くことになりました。

家康は、関ヶ原の戦いのあと次男の結城（松平）秀康に越前一国を与え、あまり信頼をおいていなかった加賀の前田利家を監視させました。ここに福井藩六十八万石が成立しました。福井にやってきた秀康は、まもなく福井城を再建し領国経営に努めました。福井藩ができると、わたしたちの大野も福井藩領の一部となりました。

秀康は領内を治めるために、重要な地には有力な家臣を配置しました。その結



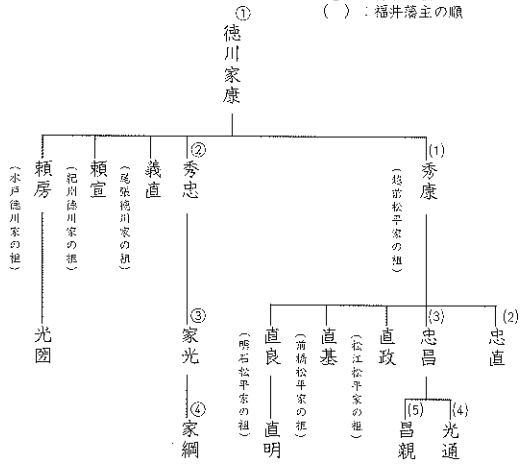
越前国絵図（慶長10年ごろ）（部分）
 （松平宗紀氏蔵 福井県立図書館保管「松平文庫」）

果、大野郡には土屋昌春（正明）が三万八千石で大野に、林定正が九千四百八十石で勝山に、加藤康寛（宗月）が五千石で木本にそれぞれやってきました。昌春は亀山の犬野城に入りました。康寛は美濃（岐阜県）への要衝の地である木本に屋敷を構えたといわれています。一六〇七年（慶長十二）昌春は主君の秀康に殉じて死んだので、その子（おくり）がめられて、かわって大野には小栗正高がやってきます。

松平大野藩・勝山藩・木本藩の成立

福井藩初代の結城秀康は、三十四歳の若さで死亡し、嫡子の松平忠直が十二歳で福井藩主となりました。忠直は二代將軍秀忠と叔父と甥の関係にあり

○：将軍の順
 ()：福井藩主の順

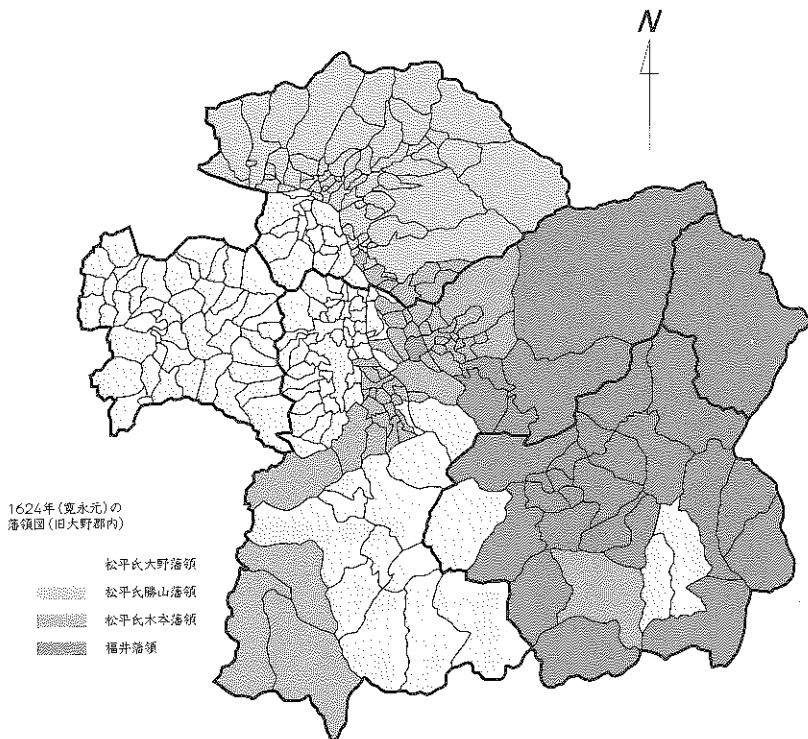


将軍家と越前松平家の関係

ましたが、家臣同士の争い（久世騒動）や大坂の陣の軍功をめぐっての不満などから参勤に応えなかったので、一六二三年（元和九）豊後（大分県）に流罪となりました。翌一六二四年（寛永元）忠直の弟の忠昌が五十万石余りで福井藩をつぐことになりました。このとき忠昌の弟であった松平直政、直基、直良の三人が大名に取り立てられ、大野郡を中心に領地が与えられ、松平氏の大野藩と勝山藩と木本藩の三藩ができました。

藩の大きさは、松平直政の大野藩が五万石、直基の勝山藩は三万石、直良の木本藩は二万五千石で、藩領は、ともに大野郡を中心に広がっていましたが、足羽郡、吉田郡、丹生郡にも飛地がありました。

このあと一六三三年（寛永十）、直政は信濃国（長野県）松本に転封（国替）になり、一時大野藩領は丸岡藩の本多成重に預けられます。ついで一六三五年（同



松平時代の旧大野郡内の藩領図 (旧大野郡で収載)

十二) 勝山の直基が大野藩主となり、木本の直良が勝山に移り、木本藩領のうち五千石が勝山藩に加増されました。木本藩はわずか十二年で消滅し、残る二万石の藩領は幕領(天領)となり福井藩に預けられました。

その後、一六四四年(正保元)大野藩の直基が出国山形に転封になり、勝山の直良が大野藩に移りました。このとき勝山藩も廃藩になり、藩領は同じく幕領(天領)となつて福井藩に

預けられました。

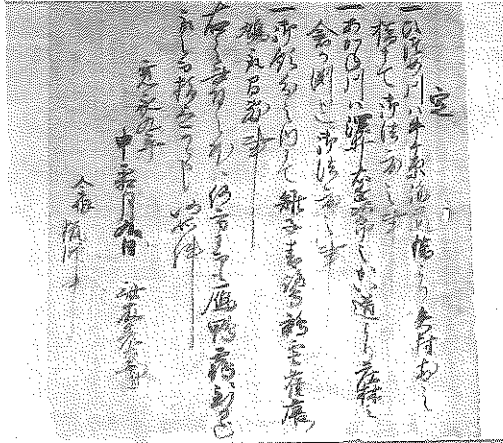
ついで、一六八二年(天和二)直良の子直明が播磨国(兵庫県)明石に転封になり、

大野郡から松平家の藩はなくなりましした。

大野を離れた大名家のうち、直政は出雲国(島根県)松江藩の祖となり、子孫

が代々松江藩を継承し明治維新を迎えます。直基を祖とした松平家はこのあと5

も転封を繰り返して、最後は上野国(群馬県)前橋藩で明治維新を迎えました。



金塚村の漁業権文書 (寛永9年) (天神区蔵)



鍛冶座安堵状 (尾崎庄一氏蔵)

直良を祖とした松平家は子の直明が明石に移って、明治まで続きました。

松平時代の政治 松平家

大野藩は、大野城や町の整備に加えて、幕府から江戸城の普請手伝いを命じられたり、参勤交代などで費用がかさむことが多く、藩財は初めから苦しかったよ

一青田の石段百所信儀御
 一川原御前より高野山御前
 一寺より寺林を自ふる境まで
 寛永四年 三月

寺地寄進状

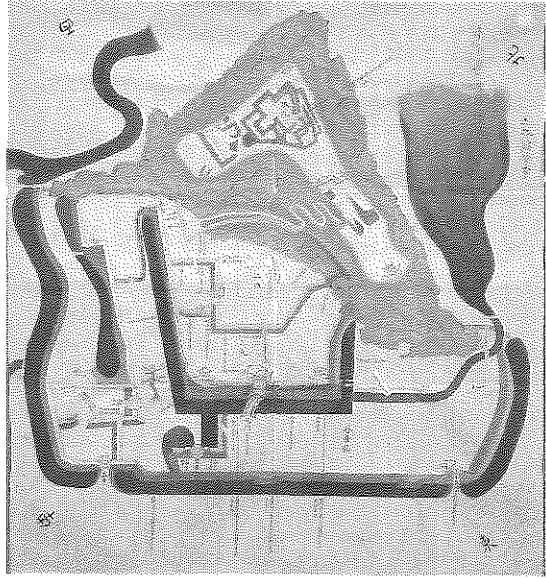
光徳寺
 木本藩
 城郭
 直良

寺地寄進状（寛永4年）（光徳寺藏）

うです。一六二六年（寛永三）大野町や一部の村で檢地（内檢地）をおこない、寺社や一部の百姓に諸役免許状を与えたり、金塚村（天神町の天満宮神社前あたり）に赤根川や真名川での鮎漁や鴨と雁の猟を許可したり、鍛冶町の鍛冶職人に鎌や鍬の独占販売の特権を与えたりしてあります。また、一六五八年（万治元）には大野町の南の堀切野で開墾をすすめ、二軒新田の開発もしてあります。

す。記録としては、光徳寺（木本）への「寺地寄進状」や、領内の「堂島金山運上銀皆済状（税の受取状）」、「開発村知行地年貢諸役皆済状」などが残されています。

土井大野藩の成立 一六八二年（天和二）松平直明が明石に移ったあと、下野国（栃木県）足利から土井利房がやってきて、譜代大名の土井家大野藩ができます。



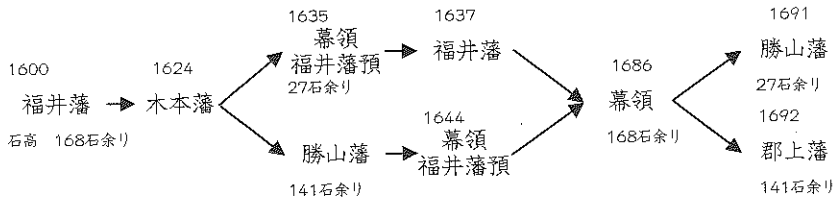
大野城絵図（柳廼社蔵）

初代の利房は、大老土井利勝の四男で、幕府の若年寄を長年務め、一六七九年（延宝七）老中に昇進して幕府政治の中樞にいましたが、一六八一年（天和元）老中を辞めています。

利房が与えられた領地は、大野や足羽、丹生の三郡であわせて四万石でした。松平時代より少なくなつた一万石分は、九頭竜川左岸の富田や下庄の一部と、勝山の遅羽や鹿谷地区の全域、吉田郡の山王村や志比境村で、これら鹿谷の保田村に代官所が設けられ、幕府から井狩十助が着任しています。

入り組んだ藩領 土井氏が移ってきたとき、大野郡には大野藩領のほかに福井藩領と幕領（天領）がありました。

このあと、一六九一年（元禄四）小笠原貞信が美濃国高須（岐阜県海津町）か

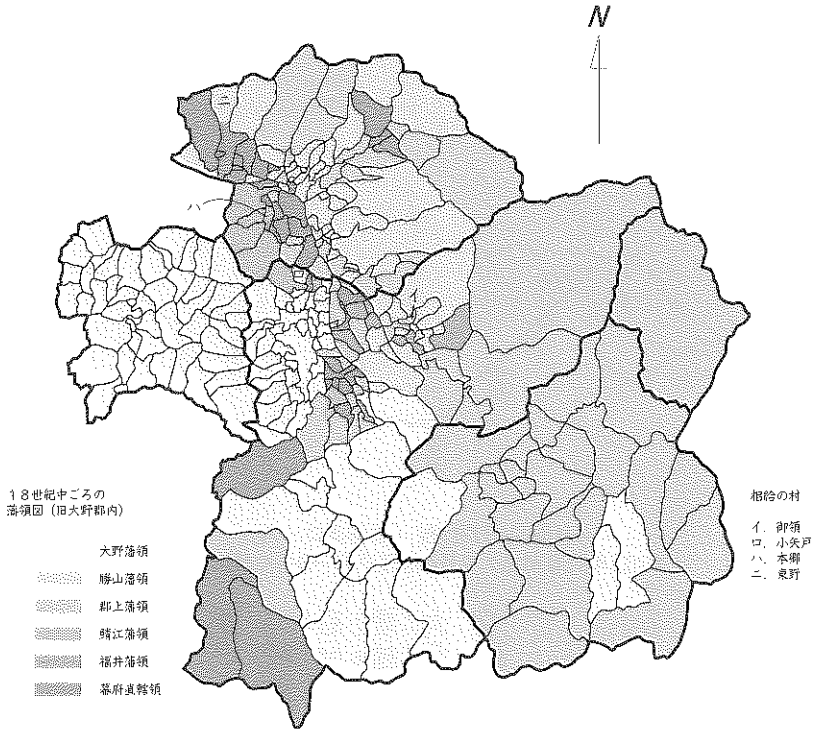


御領村の領主の移りかわり

ら勝山に転封になり小笠原家勝山藩領が生まれ、翌年美濃国郡上八幡を居城にする井上正任にも領土が与えられて郡上藩領が生まれました。なお、郡上藩はこの後井上氏から金森氏に移り、一七五八年（宝暦八）に青山氏にかわりす。

さらに一七二〇年（享保五）間部詮言が鯖江にやってきて鯖江藩ができる、大野郡にも鯖江藩領ができる、別図のように大野はこれら六つの領土（大野藩・勝山藩・福井藩・鯖江藩・郡上藩・幕領）が入り組んだ状態になりました（巻末資料参照）。

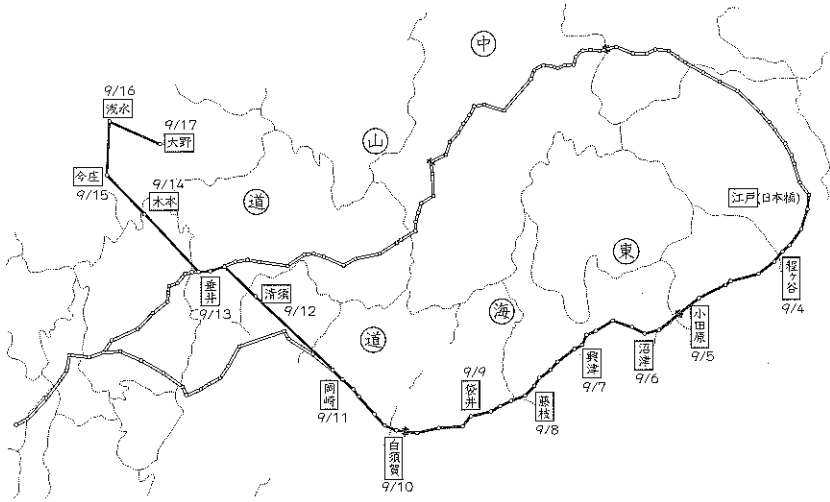
このように六つの領土ができて、ひとつひとつの村はひとつの領主によって支配されていきました。中には木本のように、木本地頭村が郡上藩領、木本領家村が鯖江藩領と、隣りどうしでも領主が異なることがありました。また、ひとつの村が二人以上の領主によって支配される場合もあり、これを割郷とか相給といいました。御領村は割郷で、表のようににめまぐるしく藩領の変化がありました。小矢戸村も割郷で、村



18世紀中ごろの大野地域の藩領図

高九百八十石余りのうち
九百四十五石余りが大野藩
領で、残る三十五石余りが
幕領（天領）となり、村の
中で一軒だけが幕府代官の
支配を受けました。

領主が異なると、年貢な
ど支配の仕方の違い、用水
や入会地での争いを解決す
るにもやっかいな問題が生
じるようになり、村人はな
にかと不便なことが多くな
りました。



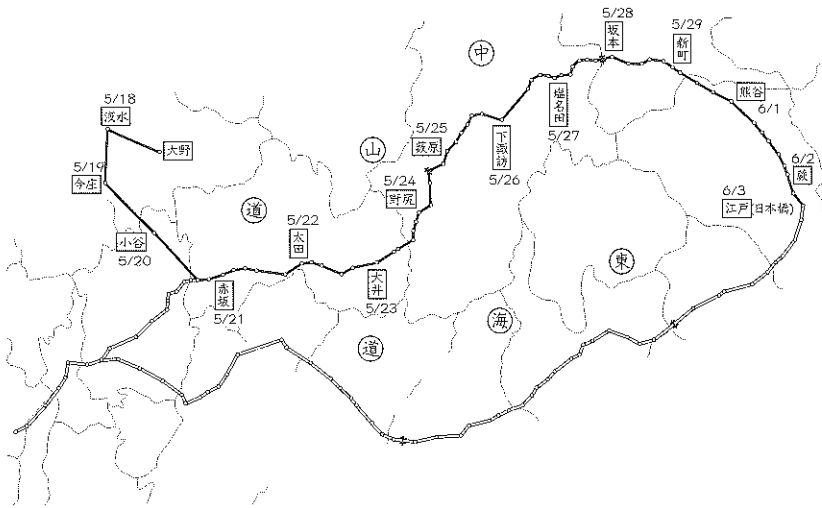
参勤交代の行程（東海道コース）
1803年（享和3）9月4日江戸発→9月17日大野着

2 社会のしくみ

大名の取り締まりと幕藩体制 江戸幕府の基礎は三代将軍家光のころまでに整いました。

將軍と主従関係を結び、知行高が一万石以上の武士を大名といい、將軍との親疎の関係から親藩、譜代大名、外様大名にわけています。福井藩は江戸時代を通じて親藩、大野藩は松平時代が親藩で、土井時代は譜代でした。

幕府の大名に対する取り締まりは厳しく、武家諸法度という規則を定めて、少しでも違反すると領地を減らしたり（減封）没収したり（改易）しました。また、参勤交代の義務を負わせ、大名の妻子を



参勤交代の行程 (中山道コース)
1804年 (文化元) 5月18日大野発→6月3日江戸着

人質として江戸屋敷に住まわされたり、江戸と国元を往復する費用や、江戸での生活費など、大名にとっては大きな負担になりました。その上、江戸城の修理や日光東照宮の造営をはじめ、多くの土木工事の費用を大名に背負わせました。また兵馬を常備して、將軍の命令でも出陣できるようなもしていなければなりません。幕府はこのようにして大名に忠誠を誓わせると同時に、將軍の力をしのぐことのないように、大名の財政を苦しめ経済力を弱めていく政策をとりました。

参勤交代を制度化したのは三代將軍家光で、大野藩も松平時代からおこなっています。

大野から江戸までの行程は、大野を発ったあと花山峠（坂戸峠）を越えて福井に向かい、前波（福井市）で渡船を利用して足羽川を渡り、東郷（福井市）を通って北陸道の浅水駅（福井市）に出るコースです。途中、足羽郡でここだけが大野藩領だった大久保村（美山町）で昼休みをとり、第一泊目は浅水となりました。北陸道から先は、東海道を利用する場合と、中山道を利用する場合がありました。が、東海道を利用すれば江戸まで百四十一里で、中山道は百四十五里ありました。どちらも途中で十三泊して前後十四日間かかりましたが、東海道の大井川などで川留にあたりするともっと長くなりました。大名に随行する家臣や道具持ちの百姓など供のものも多かったので、休憩や宿泊が増えるたびに消費はかさみ、毎年の路銀は米に換算しておよそ二千俵分が必要で、藩財政を苦しめました。

こうした強力な領主権を持った將軍（幕府）と諸大名（藩）が土地と人民を統治する支配体制を幕藩体制といます。

身分の秩序

江戸時代は、身分の秩序を基礎に成り立っていた社会でした。

武士は政治を独占し、苗字・帯刀などさまざまな特権をもった支配する側の身分で、主君への忠誠や上下の別が厳しく求められていました。支配される側の身分としては、農業を中心に林業や漁業に従事する百姓と、ものを作る手工業者の

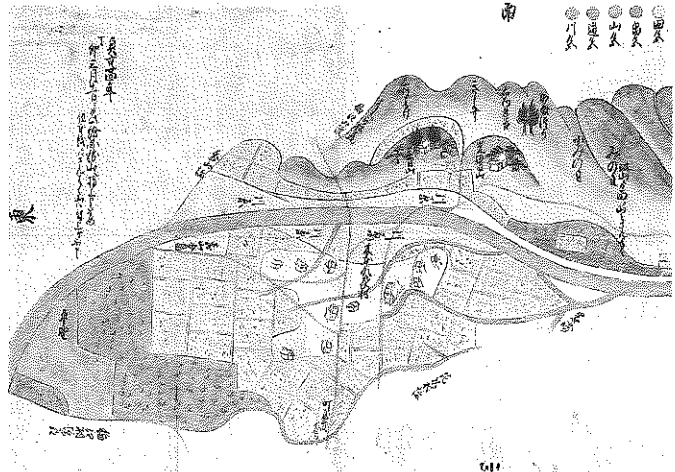
職人と、商あきまいを中心とする町人が主なものでした。このような身分制度を士農工商しのうこうと呼んでいました。

このほかの身分には、僧侶そうりよや神職しんしやく、修験者しゆげんじやなどの宗教者や、芸能者げいのうしやなどもあり、職業や住むところによる身分の区別がたくさんありました。さまざまな身分のなかで最も下位におかれたのが「えた・非人ひにん」で、大野にも「古四郎こしろう（古城）」と呼んで区別し、みなないやがる仕事に従事した人たちがいました。えた・非人ひにんの呼び方は、中世社会ちゆうせうせいからありましたが、江戸時代になって身分制度を維持いじするために全国に広められたもので、貧困ひんこんや刑罰けいばつによって非人ひにんになる人もいました。

身分制度は、武士の間だけでなく村や町の中でも厳きびしく上下関係を守ることが求められ、個人よりも家柄いえがらが重んじられました。家庭生活でも家長かちやうの権限けんげんが強く、長男が大切にされ、親子、夫婦でも上下関係があつて、女性の地位は低いものでした。

村と町 江戸時代の社会を構成し、支えた最大のもは村と百姓ひやくしやうです。

村は、百姓ひやくしやうの家屋敷いえやしきからなる集落を中心に、田畑こうちの耕地こうち、入会地いりあいちを含んだ林野の三つの部分からなる広い領域りやういきで、農業生産の上に成り立った、人々の共同体でした。このような村ができてきたのは室町時代からです。



木本領家村絵図（享貞4年）（杉本敏憲氏蔵）

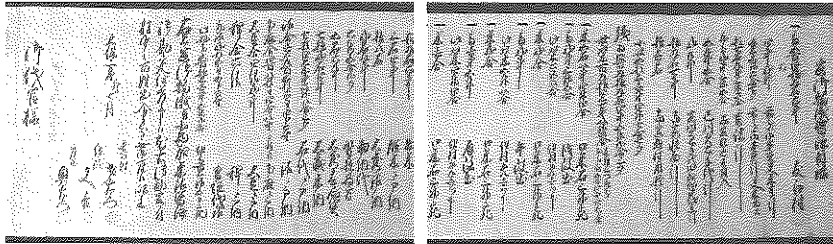
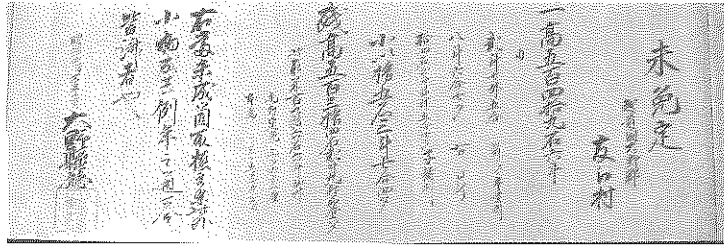
りといって、みなで負担しあっていました。また、村には独自の村掟が定められていて、それをやぶると村八分などの制裁を受けました。

村の中の百姓には、本百姓、水呑百姓、名子・被官など、階層がありました。

村は農業を主にした農村がほとんどですが、大野には五箇や穴馬（和泉村）、西谷などの山村も多く、村の大きさ（石高）や地域差もありました。そのうえ領主の違いもあってそれぞれが個性的でしたが、共通した特徴もありました。

まずどの村も、庄屋・組頭・百姓代からなる村方三役（地方三役ともいう）を中心とした本百姓によって運営され、寄合という村人の会議で話し合いをおこなって、自分たちで入会地の共同利用、用水や山野の管理、村の治安、氏神の祭礼などをおこなっていました。

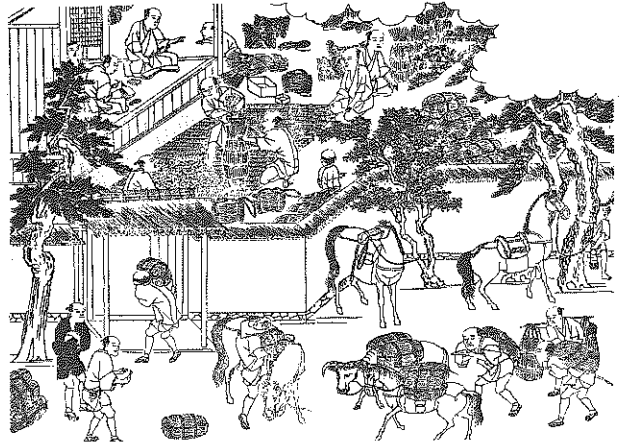
またこれらにかかった費用（村入用）も盛割



友江村の年貢免定（上、明治4年）と皆済目録（下、天保2年）

本百姓は田畑や屋敷を持ち、検地帳に記
 載された百姓で高持百姓ともいい、この
 人たちが年貢や諸役を負担して、村の運営
 にあたっていました。村方三役もこの階層
 から選ばれました。水呑百姓（無高百姓）は、
 田畑を持たず本百姓の田畑を借りて耕作に
 あたり、名子・被官は有力な本百姓に隷属
 した人たちで、大野地方では地名子と呼ん
 でいました。村の中にはこれらの階層に加
 え本家・分家などの関係もあり、複雑な上
 下関係をつくっていました。

本百姓が負担したものは、田畑や屋敷に
 かけられる本途物成（本年貢）が中心で、
 収穫の四十パーセントから五十パーセント
 を米や貨幣で納めました。このほかには、
 山や野、川などからの収穫物に課税された



貢納のようす（『成形図説』より）

雑税の一種の小物成や、村高に應じてかけられる付加税の高掛物、労働を提供する夫役など、さまざまなものがあり、年貢の種類や取り立て方などは、幕府や藩でかなりの違いがありました。

武士は、封建社会の基盤として存在していた村を支配し、百姓が生産した米をはじめとした生産物を年貢として納めさせることで自分たちの生活を支え、幕藩体制を成り立たせていました。それだけに、百姓に対する統制は、町人やそのほかの人たちにくらべるとはるかに厳しいものになりました。

一六四三年（寛永二十）の田畑永代売買の禁令は代表的なものです。これも百姓の経営を安定させ、貨幣経済に巻き込まれないようにして、年貢や諸役を確実に徴収するために出されたもので、このほかには、一六四九年（慶安二）に定められた日常の暮らしを細かく制限した慶安の触書などがあります。各藩で

もさまざまな触書ふれがきを出して、生活を規制していました。

一方、大野町にも町という共同体まちかたさんやくがあり、庄屋しょうやなどの町方三役まちかたさんやくがいて、そこには村と同じような自治組織じちそしきがあり、商人や手工業者の営業や生産、暮らしを支えていました。町には、町内に屋敷やしきを持つ家持いえもち

(本家・本屋)と、これらから土地を借りて

家を建てた地借じなご(地名子と呼ぶ場合もあつ

た)、家も借りた借家、商人や寺社じしゃに隷属れいぞくし

た地名子じなご、商家の奉行人ほうこうにんなどさままざまな住民

が居住していました。しかし、百姓ひやくしやうとくらべ

ると身分も軽く扱われ、取り締まりもあまり

厳きびしくなく、税も重くありませんでした。

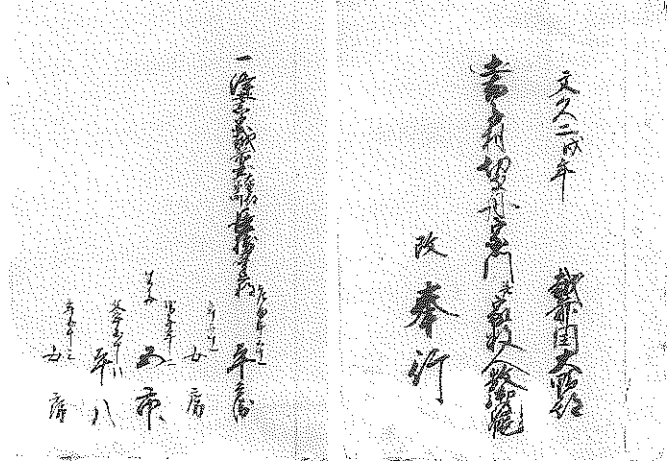
宗教と人々の生活 江戸幕府はくふは途中から

方針をかえて、禁教令きんきやうれいを出してキリスト教を

取り締まるようになりました。一六三七年(寛

永十四)島原しまばらの乱(島原・天草一揆あまくさい)がおこ

ると、信者の団結のおそれから取り締まりは



土布子村宗門人別帳 (文久2年) (田中晃一氏蔵)



古い道場（和泉村 野尻道場）
（『和泉村史』より）

いちだんと強くなり、寺請制度をもうけて宗門しゅうもん改めあらたがおこなわれるようになり、寺請制度てらうけは、人々は必ずどこかの寺の檀家だんかになり、寺は宗門人別帳もんじんべつちようを作成して、キリスト教の信者でないことを証明する制度です。この結果、寺は檀家の家だんか族の生死や婚姻こんいん、旅行の証明などの仕事を受け持つようになり、大名の支配下に入って保護も受けるようになりました。

家々には仏間ぶつだんが設けられ、仏壇の前で朝晩読経きやうして祖先の霊れいをなぐさめるお勤めつとがおこなわれています。真宗王国しんしゅうといわれる大野の村々には

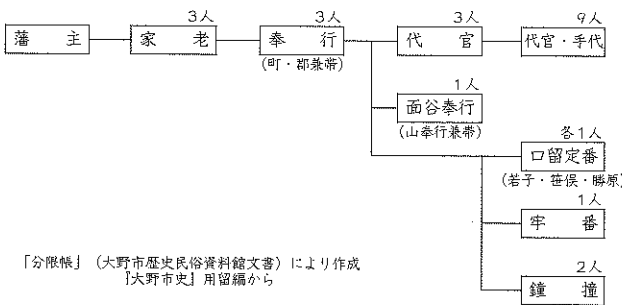
道場どうじやうがあり、決められた日に村の人々が集まってお経おきやうをあげ、説教せつきやうを聞き、食事

を共にする講こうがもたれました。また道場どうじやうは、村役人を中心に村人が集まって掟おきてを決めたり、仕事についての相談さたんをする寄合よかあひも開かれることが多く、年中行事、娯楽ごらくをはじめ、村の共同生活の中心になりました。

3 武士の生活

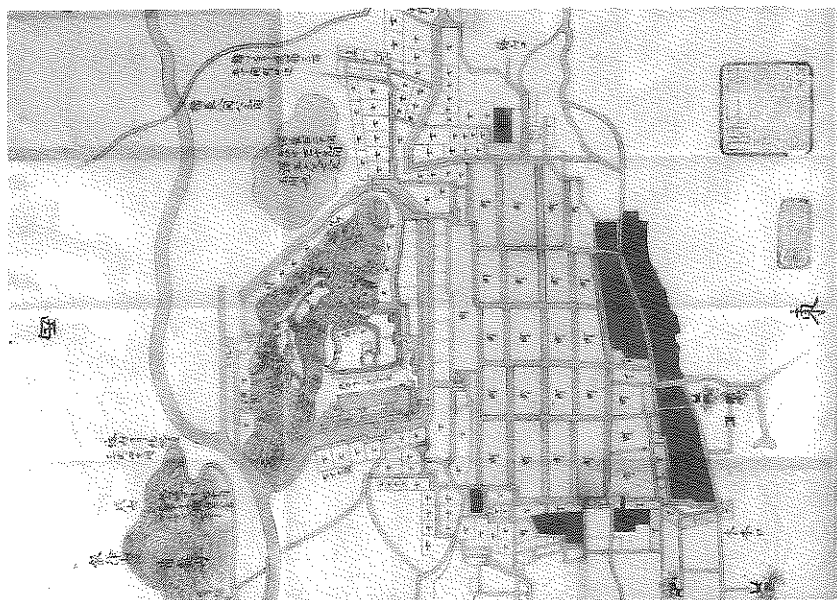
大名と家臣 將軍と大名が主従関係を結んでいたように、大名も家臣との間に主従関係を結んでいました。大野藩の土井氏にもたくさんの家臣がいました。主従関係を結んだ家臣たちを家臣団といいます。初代利房のころは江戸の藩邸（江戸屋敷）と国元の大野に合わせて六百三十人あまりいました。

大名は家臣に知行地や俸禄を与えていましたが、大野藩ははじめから俸禄制がとられ、身分の高い家臣には蔵米が与えられ（蔵米知行）、下級の家臣などは何人扶持（一人扶持）一日五合を基準とする）とか給金何両というかたちで俸禄（切米）が与えられていました。家臣に支給された俸禄のおもな財源は、藩が集めた年貢米が中心でしたが、家臣に渡される俸禄米は、藩財政の約三分の一の支出にもなりました。百姓が苦しい生活の中から納めた年貢米は、多くがこうして一部の武士に与えられてい



「分限帳」（大野市歴史民俗資料館文書）により作成
 「大野市史」用留編から

大野藩の地方支配系統（安永4年）



「諸国当城之図」越前大野（天和年間）（広島市立中央図書館蔵「浅野文庫」）

たことになりませう。

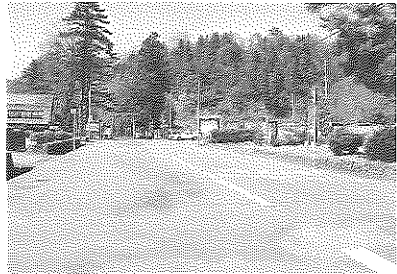
多くの家臣を抱えればそれだけ支出が増え、財政を圧迫したので、しだいに家臣団の数を減らすことに努めました。その結果、十八世紀後半になると約五百人に減少しますが、幕末には四十人ほど増えています。

大名は、家臣を城下町に住ませ、地位に応じた役職につけて、藩政を担当させました。藩の役職や組織

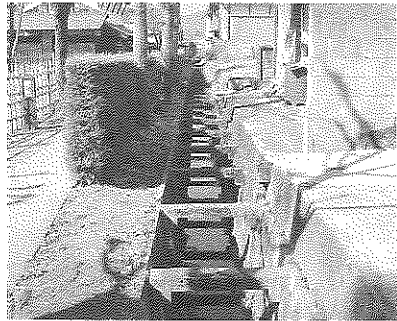
10

は幕府のものをまねましたが、大野藩には家老や年寄、用人、番頭、取次、近習、留守居、勘定奉行など二十六階の役職がありました。役職は少しずつ変化していますが、大きくは藩政を担当する役職と軍政上の

15



大手門付近



芹川用水

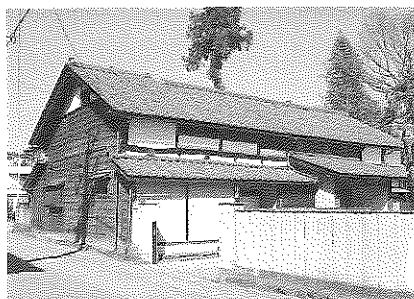
村に居住し、平時には農業に従事していましたが、江戸時代になると兵農分離がすすみ、城下町の武家屋敷で生活するようになりました。

大野の武家屋敷は、龜山の周りを取り囲むように設けられていて、上級の家臣は城の近くや、町への出入り口に大きな屋敷を構えて、下級武士は龜山の北側や西側の小さな屋敷や長屋に住んでいました。屋敷は藩主から与えられたもので、藩の都合や役職の任免で屋敷がえもありました。特に代官は代官屋敷に住むことになっていたので、任免のたびに転居していたことになりました。

武家屋敷と町人屋敷は厳しく区分されていて、武家屋敷地には勝手に立ち入る

役職とにわけることができず。百姓や町人など民衆と深くかわった役職には、町奉行や郡奉行、代官などがありました。また独特のものとしては、面谷鉾山を管理した面谷奉行などがありました。

武士の生活 もともと武士は農



(田村家 城町)



(浅山家 水落)

今も残る武家屋敷

ことはできませんでした。武家屋敷地に入るためには、一番通りから武家屋敷地との境にあった上大手門か下大手門をくぐらなければならず、そこで門番の取り締まりを受けました。武家屋敷と町人屋敷との境になっていたのは、今も残っている芹川用水ですが、有終西小学校の校庭から平成大野屋の横を流れているので確認することができます。

武士は、武芸の稽古と為政者としての学問が求められていましたが、しだいに怠惰に流れるようになり、質素・儉約といった武士道も影をひそめるようになってきました。そのうえ貨幣経済が浸透してくると、百姓の納める年貢だけで消費生活をしていた武士は、物価上昇の中で、しだいに生活が困窮するようになってきました。

越前大野城の再建の話

大野は昔から大きな火災にたびたび見まわれてきました。過去の記録をみると、春の四、五、六月に火災が多く発生しています。春は空気が乾燥する季節で、南風が山地から吹きおろすフェーン現象が起きて大火の起こりやすい気象条件になります。

一七七五年（安永四）四月八日の早朝、野口村（市図書館のあたり）から発生した火事は、またたくまに大野町をほとんど焼きつくしてしまい、類焼件数は二千二百七十軒にもなりました。このときの飛び火で三の丸や本丸、武器蔵なども類焼しました。

大野藩では、本丸を再建すべく、十八年後の一七九三年（寛政四）十一月に木材の調達を始めました。大野藩の山があった下秋生から檜六百四本を伐採し、何本かをまとめていかだに組んで真名川を利用して流

し、菖蒲池で引きあげて城下に運びました。

本丸を再建するためには、多くの木材が必要です。伐り出した檜のほかに、龜山や佐開、下舌など藩の持ち山からも松を二百五十本切り出しました。貫（柱と柱をつなぐ厚い板）、垂木、板、根太木（床板を支える横木）、こまい（壁の中に入れる細い木）などに利用するためです。犬山からは栗六十本余りを伐り出しています。その他、各村々からは、用材やこまい用の竹など多くの材料の提供を受けました。

建築用材が徐々に集まってくると、一七九四年（寛政六）に本丸造営に取りかかりました。

普請奉行には奥田角左衛門が任命され、城の石垣の修復にもあたりました。

一九七五年（寛政七）二月十四日には、本丸の地鎮祭（工事の安全を祈る儀式）をおこない、二十一日から地突といって柱を

立てる場所の地面が沈まないよう、地面を固める作業を始めました。これは、大きな丸太を地面からメートルほど持ち上げ、勢いよく地面に落す仕事で、この作業には大勢の人が必要でした。丸太を中心にしてそれをたくさんの綱で持ち上げる人、丸太をあげたり下げたりする人、小石を入れる人などが、何十回と作業を繰り返して地面を突き固めました。この作業には歌があつて、それを歌いながら力を合わせて作業をしました。この作業は二十八日まで続きました。三月十三日には建前をおこない、四月五日には屋根の下地づくりまでこぎつけました。屋根は檜皮葺で、福井のほうからも檜皮葺職人を雇いました。

六月二十八日からは、棟札といって、工事のいきさつや年月日、建築に携わった奉行や作事奉行、大工の棟梁などおもしろな関係者を書き記した札を棟木にかけました。

七月上旬には工事はほぼ完成し、十八日には大宝寺（錦町）を招いて火災が起らないように祈る儀式がおこなわれました。

九月二十三日には本丸の造営が済んだので、土井家四代藩主の利貞が初めて本丸に登り、満足して喜んだということです。十月に入ると、本丸の造営に協力した侍や町、村の人々に、お礼の銀子（金銭）や祝儀の品々を贈る行事がおこなわれました。

この本丸の普請（建築工事）には手職の大工や木挽（丸太を鋸でひいて材料とする職人）、桶屋、左官、畳職人、檜皮職人などはもちろん、町方や村の人々も多くの仕事割り当てられ手伝いをしました。特に町方の一番町、二番町、五番町は、それぞれ百人以上の人々が動員されました。戸数の少ない町方は、七十人以上の割り当てでした。

村方では、戸数の少ない村では三人、大

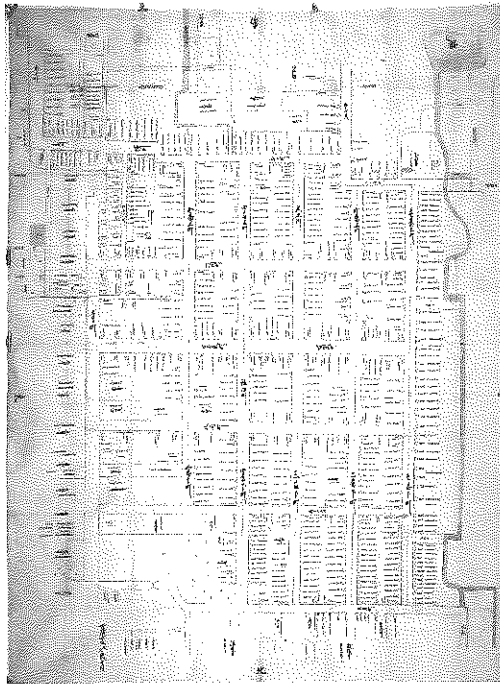
きな村では三十人以上が手伝いました。またこの他に、有力な商人や百姓などは特別に人足を出して協力しました。町や村の寺も、宗派に関係なく十人から大きな寺では五十人もの人足を出しました。

この工事には、のべ三千九百人もの人が参加しました。その他に、金を寄付したり、

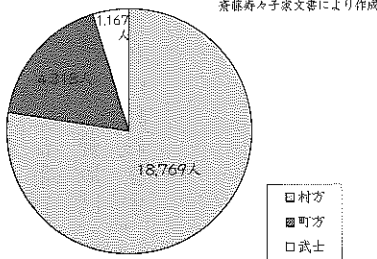
畳や縄、むしろ、檜皮、くれ板、杉板などの多くの材料を提供した人々もいました。西方領の村々や寺からは、大野へ白土（白い壁土）を二百三十俵も運びました。この造営にかかった費用は、約三百六兩ぐらいであったといわれます。

4 城下町大野と町人の暮らし

城下町大野 長近が城と城下町を築いたところは、住民も少なく、町は周辺の村々とあまりかわりがない状態でした。町に最初に住むようになったのは亀山周辺の武家屋敷地の武士だったのでしよう。やがて、この武士たちや周辺の村々と商いをするために商人が集まり、職人や運送を生業とする人たちもやってきて、町はしだいに賑わいを見せるようになってきました。記録では、鍛冶職人に周辺農村との商いを独占する特権を与えて鍛冶町に住ませたり、各地に点在していた寺



享保15年（1730）の大野町絵図
（斎藤寿々子氏蔵）



村方には西方領と足羽郡大久保村を含む
この年の大野町の家数855軒(内寺31、山伏2、庵3)、馬32、牛12、金塚鶴41

享保11年（1762）の大野藩領内の人数

院を寺町に移転させています。

藩の政治が整い、農山村の経済が発達し、貨幣を使う生活がいき渡ってくる、町筋にも商店が軒を並べるようになってきました。

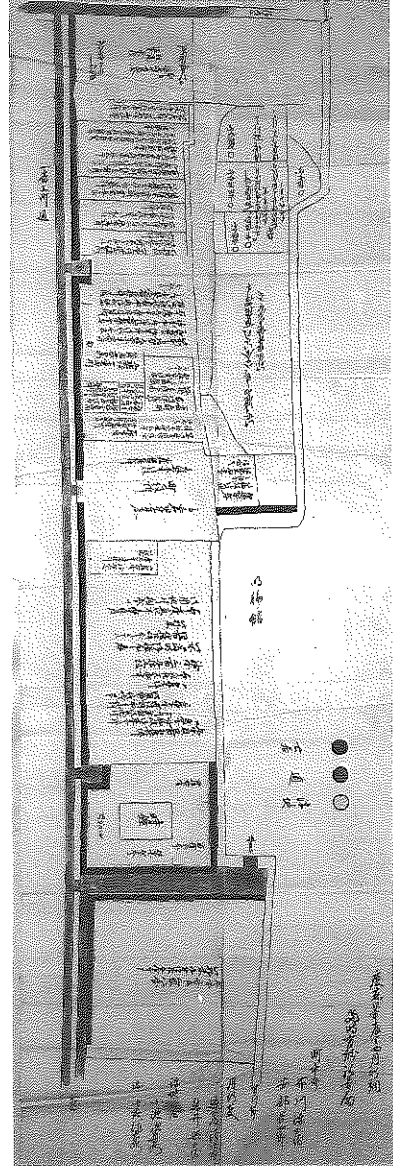
町の家数や人数などを知ることができると、町の建設からおおよそ百年あとの一六八二年（天和二）のもので、この年は土井大野藩初代藩主の利房が初めて大野にやってきた年ですが、武士を除く町の家数は六百四十一軒で、

人数は二千七百二十人となっています。このほかに寺社が三十四ありました。

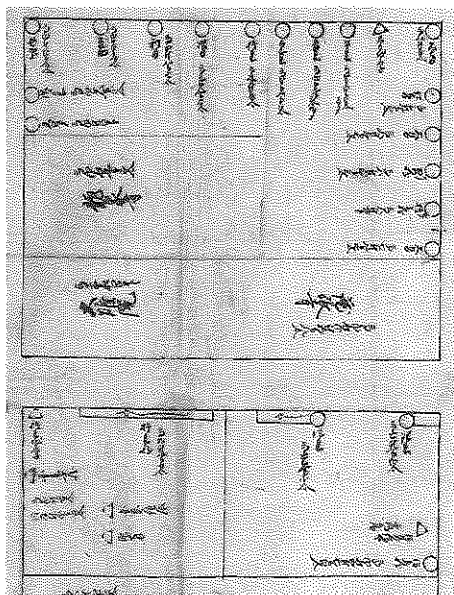
このあともしだいに増えて、幕末の一八五五年（安政二）には、家数が九百二十軒、人数は六千八十五人になっています。

家数や人数が増えてくると、東西・南北各六筋の通りを中心に発達してきた古い町だけでは狭くなり、周辺部にも家が建てられるようになって新しい町ができていきました。

町で大切にしてきたものに、通りの中央を流れる用水路と、家と家との間を流れる背割排水路がありました。



町蔵（町役所）と鐘撞堂の入った絵図
（明治元年）（岩治 勉氏蔵）



龍泉寺拓大絵図

(斎藤寿々子氏蔵 享保15年の大野町絵図より)

この用水の水源になつていたのは、町の上手にある本願寺清水（今は本願清水と呼んでいます）の湧水です。ここから水路で徳巖寺（明倫町）の東側まで導き、そこで東西に分水して、一番、二番、三番、四番、五番の各町のそれぞれの通りの中央を流していました。

この用水は、飲用などの上水とし

ただけではなく、防火用水や冬の排雪用水としても大切な役割を持っていました。また、家々から出た汚水を流した背割排水路は、この用水をきれいに保つために工夫された施設でした。町では、水源の本願寺清水に、

「一、ここで土砂を取ってはいけません。

一、ここで牛馬を洗わないこと。また、汚いものを捨ててはいけません。

一、水路からほかへ水を引かないこと。

以上を堅く守りなさい。

午九月

と書かれた高札を立てて、古くなるたびに同じ文面で立て直しをしていました。

用水以外の町の施設としては、七間通りの高札場、西一番町（六間通りの突き当たり）の町蔵と鐘撞堂、四番町下の牢屋などがありました。町蔵は町年寄などの町役人が執務していた建物で、その西隣りにあった鐘撞堂には町人に時を告げる鐘が吊るされ、二人の町人が詰めていました。町には、集会を持つような大きな建物がなかったため、寺町の大宝寺や龍泉寺（いずれも真言宗）などがよく集會に利用されていきました。

町人と町役人 町といえは町屋の並んだ市街地をさしますが、藩の行政上は、市街地のほかに、町の南にあった野口村（市図書館のあたり）や篠座村、清瀧村、西方寺村（清瀧の砂山付近）、金塚村（天神町の天満宮神社前あたり）の五つの枝村と、さらに南側に広がっていた木本野（新田野）を含めた、高五千二百石余りの範圍を大野町と呼び、そのなかには田畑や原野もたくさんありました。

町の政治を担当したのは藩の町奉行で、この下に、町人の中から選んだ町年寄や庄屋、組頭などの町役人がいて、町の運営にあたっていました。町年寄は、家格が高く有力な町人の中から二人選ばれ、毎月交替で町蔵に詰めました。庄屋は各町から一人、組頭が二人おかれ、その下に五人組ごとに五人組頭がおかれてい

ました。庄屋がおかれたのは、一番上町・一番下町・二番上町・二番下町・三番町・四番町・五番町・比丘尼町（六間通り南側 五番と寺町の間）・横町・七間東町・七間西町・鍛冶町（四番中町）と、五つの枝村で、このほか大工町にもおかれたことがありました。また、庄屋の中から二人が月行事に選ばれ、町年寄の補佐を務めました。

商いのすがた 大野町の商工業者は、町年寄の「御用留」などをみていると、たくさん職種があったことがわかります。

一七八九年（寛政元）の記録では、両替屋・米屋・酒屋・油屋・塩屋・茶屋・菓子屋・魚屋・八百屋・豆腐屋・細物屋・麵類屋・草履草鞋屋・洗濯屋・仕立屋・町医者・針立座頭・髪結・鍛冶屋・桶屋・大工などがあり、それぞれが扱っている品物もさまざまがあります。

これらの商工業者は同業者ごとに株仲間（同業組合）を結成し、仕入れや販売を独占することで、利潤の拡大をめざしました。幕府は、はじめ仲間を認めていませんでしたが、のちにはかれらを支配したり物価政策のために、運上金や冥加金などの営業税を納めさせるかわりに、仲間を結成し、営業を独占することを許可するようになりました。大野町でも、鍛冶屋株や大工株のほかに、酒屋・麴屋・

質屋・紺屋・豆腐屋・塩屋・魚屋・道具屋・煙草屋・湯屋などの株仲間がありました。

一番町(本町)・七間・五番・横町の各通りは、美濃街道沿いに発展してきた町で、

米屋や酒屋、呉服屋をはじめいろいろの商いをおこなう店が軒を並べ、火災や盗難の防止から土蔵づくりの大きな店をかまえるものもたくさんありました。

町の税負担は、田畑や屋敷地に対する年貢と小物成がおもなものでした。

年貢は屋敷地が高率で、七間をはじめ美濃街道沿いは特に高く設定されていましたが、村と比較すると面積が小さく、負担は少なかったようです。小物成としては、酒役・麴役・肴役・塩役・紺屋役・檜物屋役・塗師屋役・畳屋役・白銀屋役などの営業税が課せられていました。

以上のものは毎年決まった負担でしたが、臨



町年寄御用留 (斎藤寿々子氏蔵)

時に御用金や調達金が課せられることもありました。

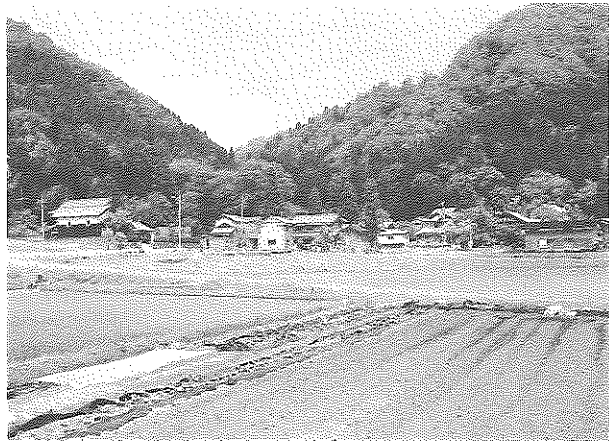
米屋や酒屋などの有力な商人は高利貸しも兼ねており、貨幣経済の浸透で困窮してきた村々との関係を深めて、農山村との結びつきを強めていきました。特に十八世紀に入ってからこの傾向が強くなり、村の田畑や山林が町の有力商人のものとなり（越石）、本百姓が没落してこれらの小作人になるものもあらわれ、農村の疲弊がすすんでいきました。

近郊の村人が、収穫したばかりの野菜や草花を背負って振り売りをおこなったり、七間通りの朝市や五番通りの夜市がにぎわったりしたのも、このころからといわれています。

交通の発達

秀吉の時代から続いた陸上交通の整備がすすめられて、江戸を中

心に全国の城下町を結んだ街道が完成し、交通が飛躍的に発達しました。江戸から延びた東海道・中山道・甲州道中・日光道中・奥州道中の五街道は最も大切にされ、幕府の道中奉行が管理していました。これに次ぐ幹線道路が脇街道と呼ばれ、全国の主要な都市を結んでいました。福井を通る北陸道などもこれにあたりました。これらの街道には宿駅が数多くおかれ、一里塚や橋、渡し場、関所などの施設も整備されました。



花山峠（坂戸峠）

地方の街道の整備もすすめられ、大野からも周辺に街道が延びていました。

福井へは、一番町から水落町を抜け中野村から花山峠（坂戸峠）に向かいました。その先は

今の国道とほぼ並行していますが、福井平野に出るまでは足羽川の右岸を通りました。

美濃へは油坂峠と温見峠を越える道がありました。油坂峠までは、西谷の伊勢峠を越える西道

（伊勢越道）、若生子から三坂峠を越えて上大納（和泉村）經由で影路（和泉村）に出る中道、

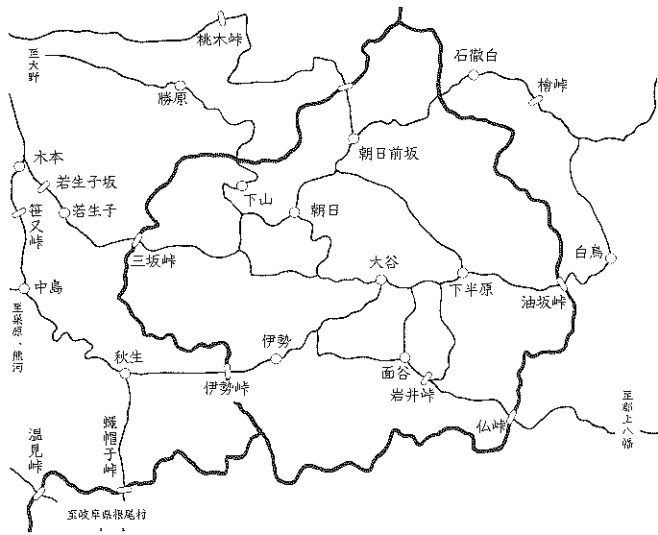
勝原から九頭竜川に沿ってすすむ東道（大川道）の三通りがあり、伊勢越道が多く利用されました。

木本原の原生林を抜けて木本まで行き、ここから伊勢峠を越えて穴馬（和泉村）の大谷経

由で油坂峠を越えます。距離は長いのですが、高低差が少なく安全でした。面谷

た。横町から春日通りをすすみ、ら笹又峠を越えて中島から笹生川沿いに伊勢峠を越えて穴馬（和泉村）の大谷経由で油坂峠を越えます。距離は長いのですが、高低差が少なく安全でした。面谷

鉦山の銅も多くはこの道を利用して大野町に運ばれてきました。



近世の街道

一方、菖蒲池から塚原を抜けて勝原まで行き、九頭竜川に沿ってすすむ今の国道と同じ道は、急峻で危険も多かったのですが、越前の幕領（天領）が飛騨高山陣屋の支配下になり、また、郡上藩の代官所が若猪野（勝山市）にできると、利用が多くなりました。

美濃に抜ける笹又・若生子・勝原（郡上藩領）には番所がおかれ、大野藩の役人が通行人や荷物の監視をしていました。

勝山までは、中野白山堂の前を通過して庄林經由で赤根川を渡り、下荒井（勝山市）で対岸の大渡（勝山市）に渡るか、

下流の中島（上志比村）で渡しを利用する方法がありました。

阪谷方面は、九頭竜川が行く手を阻んでいたので柿ヶ嶋の渡しを利用しました。この地域は勝山藩領や郡上藩領が多かったので、勝山町との交流が盛んでした。

また、阪谷から桃木峠を越え打波に出る道も古くから開けていました。

このほかには、丁坂を越える味見道、尾永見からの芦見道、大矢戸から鹿谷へ出る道などもありました。

峠道は人やものが盛んに行きかい、木本などの峠下集落には馬方・牛方や負荷など、輸送にたずさわる人たちがたくさんいました。

祭りのにぎわい 町人も百姓と同じようにそれぞれの仕事に精を出し、儉約に努めて、華美な生活がいましめられていました。

そのなかで、毎年の年中行事や氏神（産土神）の祭りは、楽しみに迎えた行事でした。

清瀧宮や山王宮の祭りは、町をあげての賑やかな祭りで、各町内から出る山車の中では囃子に合わせて稚児や操り人形の舞がおこなわれました。ことに、清瀧宮の祭りは賑やかで、藩ではなるべく質素にやるようにとの触をたびたび出すほどでした。

一七九九年（寛政十一）九月十一日は清瀧宮の祭礼日でしたが、雨で十五日に延期になりました。米価が高騰し、藩から厳しい儉約令が出されたばかりであったので、町々の庄屋・組頭が裱着用で御輿の供だけをし、例年の出し物・手

鉾・額は嚴禁する、との觸が町奉行から出されています。

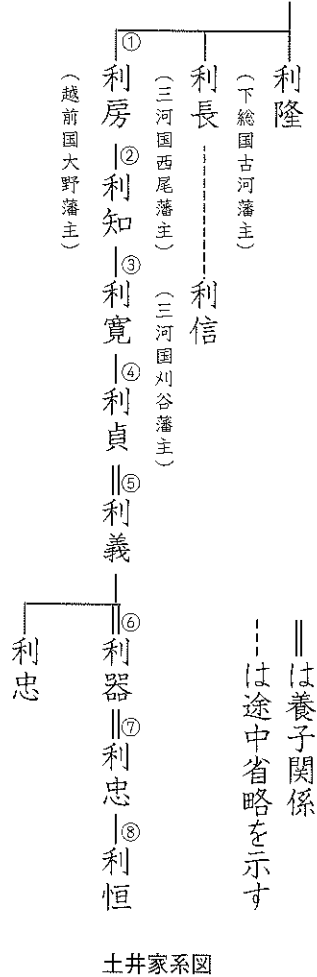
また、町人の中から興行主が現われ、操り人形芝居、曲手鞠取、曲馬などの諸芸人を招いて寺社の境内などで興行をおこなうこともしばしばありました。

5 生活の困窮と改革

代々の大野藩主 初代利房は一六八二年（天和二）藩主になりましたが、翌年大野城で病死しました。

二代藩主になったのは利房の長男利治です。利治は、將軍吉宗の孫の竹千代が家治（のちの十代將軍）と名乗ったので、その後「治」の字をはばかって利知と改名しています。歴代藩主の中で治世が六十一年間ともっとも長く、その間江戸城や大坂城の軍役を幾度も務め、晩年には江戸幕府の奏者番に就任して幕政の中心にも加わりました。一六九五年（元禄八）御家騒動で改易となった丸岡藩主本多氏の居城であった丸岡城受け取りの軍役を務めたり、一七〇八年（宝永五）の春、前年の富士山の噴火によって火山灰で埋まった相模国（神奈川県）の川浚え

土井利勝



土井家系図

を幕府から命じられ、災害復旧にあたったのもこの藩主のときでした。領内では、一六九九年（元禄十二）年貢減免を要求した一揆がおこったり、大きな水害や大野町の火災に加えて江戸藩邸の類焼なども続いて藩財政を苦しめました。そのため財政立て直し策のひとつとして、藩では一七三〇年（享保十五）幕府に願ひ出て藩札の発行を始めています。

三代利寛は二代藩主利知の長男で、一七四三年（寛保三）父が隠居したため二十六歳で藩主になり、着任するとすぐ条目（法律）の整備をおこない治安の維持に努めました。が、わずか三年で病死しました。

ついで一七四六年（延享三）利寛の長男利貞が四代となりましたが、わずか六

歳だったので、はじめ家老の田村俊似が後見役を務めました。利貞の治世も長く五十九年間ありました。その時期は十八世紀後半にあたり、幕府では九代将軍家重と十代将軍家治の時代で、側用人から老中になった田沼意次が実権を握っていた田沼時代と、次の老中松平定信がおこなった寛政の改革の時代でした。

この時期は、あいつぐ天候異変や水害などで凶作が続ぎ、米価の変動も激しく、人々の生活は困窮していました。また大野町に大火が一七七五年（安永四）、一七八〇年（安永九）、一七八九年（寛政元）と三度もあり、藩はその復興に多くの出費をかさね、もともと藩財政が苦しいうえでの災害であったので、財政難にいつそうの拍車をかけました。郡内には一揆などの不穏な空気が流れることもあり、藩は治安の維持に追われるようになってきました。

利貞は、在任中に八回も大坂城の警備をする「大坂加番」を務めました。これは参勤交代にくらべて費用が少なく済むため藩財政に有利であったので、積極的に幕府に願ひ出て役を務めたようです。また、寛政年間（一七八九〜一八〇〇）になって藩政改革をすすめ財政の立て直しに努めました。

五代藩主になったのは彦根藩主井伊直幸の九男で、利貞の養子となり利義と名乗りました。藩主になったのは一八〇五年（文化二）で、在任期間は六年間と短

かったのですが、若いころより文武両道に精進し、飢饉では救助小屋を設けて貧民を救済するなど民政に努めました。

利義は一八一〇年（文化七）病弱を理由に藩主を辞任しますが、その前年、男の子もがいなかったので下総国関宿（千葉県関宿町）藩主久世広明の子利器を養子としました。しかし利義の隠居（務めをやめて家督をゆずること）のうわさが領内に流れると、領民の中から留任を求め騒動がおきました。この事件は、その後関係資料が強制的に廃棄されたのか、資料が乏しく、真相がはっきりしていません。

利義の隠居のあとは、養子の利器が六代藩主となります。ところが利器が藩主になった翌年、これまで男の子もがいなかった養父の利義に長男が誕生し、錦橋と名乗りましたが、一八一八年（文政元）錦橋の義兄となる利器が病死したため、錦橋はわずか八歳で七代藩主利忠となりました。

この七代藩主が、のちに幕末の藩政改革で名をとどろかせることになる土井利忠です。利忠は、開国・開港と政局が混乱していた一八六二年（文久二）将軍家茂から政治手腕を認められ、幕閣入りを求められました。病気を理由にことわり、藩主も降りました。

〔福井県史〕通史編4を参考に「御積書」（旧村家文書）で作成

収入			支出		
米	金		米	金	
取納米	34,845俵	11,615両	大野知行	5,915俵	1,698両
			江戸知行	1,200	400
			大野扶持方	3,488	1,162
			鎌切米	1,247	415
			その他の扶持	952	317
			小計	12,802	3,992
			元ノ私	4,562	1,520
			切米役料	3,293	1,097
			稲藁・川除・不時普請	1,800	600
			江戸幕基金	13,202	4,417
			道中金	1,950	650
			役場金	1,800	600
			江戸不味入用	900	300
			小計	27,507	9,184
			中計	39,857	13,285
			新築風知・減給	- 472	- 157
			借財利息		9,039
合計		11,615	合計		22,167
差引		-10,552			

この年の総借財高は 96,202両

天保4年（1833）の大野藩の収支

少ししか入らず多く出るわけですから、藩財政は初めから火の車でした。大野藩にお金を融通したものは、大野町の商人をはじめ、

年貢として納められて、収穫の四割か五割が年貢として納められていました。ところが、厳しい検地がおこなわれた越前ではこれだけの高率で年貢を集めることは困難で、大野藩の年貢率は平均すると三十八パーセント程度でした。

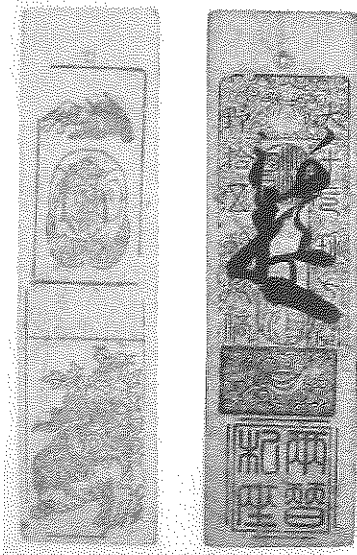
15

10

大野藩最後の藩主になったのは利忠の子利恒でしたが、まもなく時代は明治を迎え、一八七一年（明治四）廃藩置県があり大野藩はなくなりました。藩財政の困窮と改革 武士が困窮した最大の理由は、農村の自給自足経済に依存していたためで、貨幣経済の進展にあわせることができなかったためといわれています。

江戸時代の年貢は一般に四公六民とか五公五民といわれて、

5



大野の藩札（嘉永年間 銀札10匁）

いかに財政が逼迫していたかが理解できます。

このようにもつとも安易な方法が借金でした。

似たものに「借上」があります。家臣に渡すべき俸禄を一時的に減額して支払い、差額をあとで返済するという方法で、藩が家臣から事実上の借金をすることです。でもあとで返済されることになければ、事実上の減給で、結果的に家臣を苦しめることになりました。

また、有力な商人や百姓から御用金を集めることも日常的におこなわれるようになりました。江戸時代の中期以降になると、今まで武士に限られていた苗字・

福井や小浜、大聖寺（石川県）などの商人のほか、江戸や大坂の豪商など多数いました。借金の総額はどんどん増えて、一八三三年（天保四）には九万六千二百両あまりにもなり、年間の利息だけでも九千両を上まわるほどでした。ちなみに、この時期、一年間の全収納高が一万千六百両余りですから、

帯刀の特権をはじめ、門構え、袴や袴の着用、御目見（城に登城のうえ藩主に謁見）などの特権を、上納した金額に応じて一般の百姓や町人に与えることが一般化していく始末で、身分制度を基本にした封建社会にとっては何ゆえに事態となつていきました。

災害とききん 江戸時代は災害がたびたび発生して、人々を苦しめました。

災害には、水害や風害、旱魃による干害、雪害など自然現象がもたらしたものと、火災など人的なもののほか、害虫被害や疫病の流行などもあり、これらの記録はたくさん残っています。

多かつたのは水害の記録で、雪どけや梅雨、台風などで少し増水すると田畑が冠水し、収穫に影響がでました。ときには洪水となつて堤防が決壊し、大きな被害になることもありました。

一七八九年（寛政元）は五月三十日から大雨になり、六月に入つても降り止まず、五日の夜、荒島岳の鬼谷が崩壊しました。土石流となつて真名川に流れ込んだ激流は、堀兼用水や大井用水の取水口を撃破し下流の田畑は冠水、砂入りの大きな災害となりました。さらに清滝川の童子丸用水・国時用水・法善用水も大きな被害を受けました。復旧がすすまない六月末から七月七日にかけて再び大風雨

に見まわれ、被害に追い打ちをかけました。

また、大野は名だたる豪雪地帯だけに雪による災害もたくさんありました。一六九三年（元禄六）十一月西大月村の雪崩は、山裾にあった村をのみこみ死者を出したので、その後屋敷替えをしています。また一八〇八年（文化五）十一月十二日、下山村（和泉村）の枝村岡畑村の雪崩で十五軒が被害にあい、五十八人が死亡、翌日になって再び雪崩が襲い、残っていた家十一軒が全半壊する大惨事となりました。

火の用心はことあるごとにいい続けていきましたが、当時の家は茅葺きで燃えやすく、火事はしばしばおこっています。

家が建て込んでいた大野町では、一度火が出るとすぐに近所に延焼し、時には大火となって大きな被害をもたらしました。別表は大野町の大火をまとめたものです。特に一七七五年（安永四）四月の火事は野口村（市図書館のあたり）から出火し、南東の風にあおられ町屋の大半が焼失、城も類焼し、本丸や家中屋敷のほとんどを焼失する大惨事となりました。火事対策として火元の野口村に屋敷替えを命じたり、家中への類焼を避けるため一番上町と二番上町の住民に移転を強制しています。この人たちが移転してできたのが新町です。

1711年	(正徳元)	会所から出火。城内の南北櫓・鳩門・三の丸を焼失。家中屋敷も56軒焼失。
1726年	(享保11)	鷹匠町から出火。50軒余りが類焼。
1739年	(元文4)	熊野町から出火。熊野町12軒のうち10軒が焼失。
1775年	(安永4)	野口村から出火(太郎兵衛火事)。城内は山頂を除く本丸書院・座敷向玄関・台所など残らず焼失。ほかに町家1715軒・家中屋敷230軒・土蔵280棟・寺社26焼失。死者2名。
1780年	(安永9)	二番下町から出火。町家200軒・寺13・念仏堂1・牢屋1棟焼失。
1789年	(寛政元)	寺町蓮光寺から出火。町家995軒・三の丸を含む柳町下から北の家中屋敷を大半焼失。
1822年	(文政5)	野口村から出火(長四郎火事)。町家704軒・家中屋敷100軒・中野村28軒・寺1ヶ寺を焼失。
1828年	(文政10)	二番上町から出火(おねば火事)。町家645軒・家中屋敷の大半・中野村47軒焼失。死者3人。このほか、城内も角櫓・鳩門・城中新宅などを焼失。

大野町の大火

(天明四) 正月から九月にかけて百十九人が風病で死亡しています。大野町でも、五月になって金塚村で家中が疾病で鶺鴒の世話ができずに鶺鴒を死

となりました。米価も上昇し、飢人が続出するなかで疫病が流行しました。橋爪村・蓑道村・堂嶋村では、一七八四年(天明四) 正月から九月にかけて百十九人が風病で死亡しています。大野町でも、五月になって金塚村で家中が疾病で鶺鴒の世話ができずに鶺鴒を死

た。
 享保・天明・天保の飢饉のうち、被害が深刻だったのは天明・天保の飢饉でした。
 一七八二年(天明二) 奥羽地方(東北地方)の冷害による凶作から始まり、翌年は浅間山(長野県と群馬県の県境)の噴火と冷害、その後、冷夏が続く、大雨による洪水も加わり、全国的な飢饉となり、米価も上昇し、飢人が続出するなかで疫病が流行しました。橋爪村・蓑道村・堂嶋村では、一七八四年(天明四) 正月から九月にかけて百十九人が風病で死亡しています。大野町でも、五月になって金塚村で家中が疾病で鶺鴒の世話ができずに鶺鴒を死

なせています。町では救米すくまいを用意し、貧民に粥かゆをほどこす施行せぎょうがたびたびおこなわれしました。藩も祈禱きとうのうえ「御札おふだ」を町・在に配くわっています。

天保てんぽうの飢饉ききんは、一八三三年(天保四)から一八三七年(天保八)にかけての飢饉ききんで、原因は天候不順てんこうふじゆんによる凶作きやうさくでした。作柄さくがらは一八三〇年(天保元)から悪く、元年が平年の六分作ろくぶさく、二、三年が七分作しちぶさく、四年になると五分作ごぶさくになりました。翌五年は豊作ほうさくでしたが、六年が八分作はちぶさくで、七年になると長雨と冷夏で早稲わせが五分作ごぶさく、晩稻おくてにいたっては三分作さんぶさくとなり、食物は乏とほしくなり、山野の草で飢えをしのぐありさまとなりました。疫病えきびょうも流行して、中野村なかのの記録によれば、「村で埋めた死人十七人、町でも五百人ばかり、その他川に流れかかった死人数知れず。計石村はかりいし(美山町)は六割、町でも一割が死に、葬式そうしきも日に十八」という惨状さんじやうでした。

百姓ひやくしやう一揆いっぎの高まり 百姓ひやくしやうは年貢ねんぐなどの重い負担にたえていました。領主が暮らしを著しく圧迫いぢしてくると、要求をかがげて直接行動をおこしました。これが百姓一揆ひやくしやういっぎです。

また、村の中で、庄屋しやうやなど上層百姓ひやくしやうの村の運営うんぎんに小高持こだかもちや水呑層みずのみが反発した村方騒動かたそうどうもありました。

村方騒動むらかたそうどうが多かったのが郷盛ごうもりや村盛むらもりの割り方をめぐっての対立で、家割いえわりから高たか

勝 24

一七
1699

元禄十二年

横田努亮書寫

百姓騷動一件

十二月

横田

百姓騷動一件
 越前大野土井家文書より
 元禄十二年十二月、越前大野土井家文書に「百姓騷動一件」とあり、其の略は、
 越前大野土井藩領の庄屋層の人々約三十人が、江戸にいた藩主へ越訴する事件がありました。百姓の要求はあまり聞き入れられず、三人が死罪になりました。四十四人が追放になりました。

元禄12年（1699）の百姓一揆を記録した史料
（柳廻社蔵「越前大野土井家文書」より）

割への変更を要求したりして、負担

の公平化を求めるものなどがありま

した。なかでも、蔵生村・柿ヶ嶋村・

不動堂村・六呂師村など勝山藩領の

村々では、大組、小組などと村が二

分、三分され、それぞれから庄屋が

立てられることもありした。

百姓一揆では、一六九九年（元禄

十二）年貢の定免などを要求して大

野藩領の庄屋層の人々約三十人が、

江戸にいた藩主へ越訴する事件があ

りました。百姓の要求はあまり聞

き入れられず、三人が死罪になつて

四十四人が追放になりました。

一七八七年（天明七）六月、飢饉

で米価が高騰しているときに、穴馬

(和泉村)と郡上(岐阜県)への登せ米に反対して西山村で打ち壊しがあり、さらに「二十五日の晩、十五歳から六十歳までの男は、斧や鉞などを持って森政村の舟場に集まってほしい、森政村の三軒を潰したいたのでまちがいなく村々に伝言するよう」に」という回文がまわされ、郡内が騒然とすることもありました。

また、一八〇九年(文化六)の藩主利義の隠居をめぐっての騒動は、町で打ち壊しがあり、その後一揆勢が麻生嶋の川原に集合する騒ぎとなり、結局大野藩の武士二名が、町と在の総代十名を江戸藩邸まで連れて行くことで、事件が収拾されました。

